

## 松阪市職員障がい者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

1. 機関名 : 松阪市役所

2. 任命権者 : 松阪市長、松阪市上下水道事業管理者、松阪市教育委員会、  
松阪市農業委員会、松阪市議会議長

3. 計画期間 : 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

4. 評価年度 : 令和5年度

5. 目標に対する達成度

### (1) 採用に関する目標

計画的な障がい者の採用を継続的に行い、計画期間中における当該年度の6月1日時点での障がい者雇用率において、常に法定雇用率を充足するよう、また、さらなる雇用率の向上を図る。

※目標数値：法定雇用率2.6%

#### 【取組の実施状況（実績）】

雇用率：2.74% 令和5年6月1日現在による「障害者任免状況通報書」

### (2) 定着に関する目標

障がいのある職員における離職者を出さないために、障がいのある職員が、円滑に職場に馴染み、やりがいを持って日々働いていく風土づくりを促進する。

※数値：当該年度の6月1日時点における、前年度採用者（障がいのある職員に限る）の離職者数

#### 【取組の実施状況（実績）】

令和4年度採用者の離職者数：2人

### (3) キャリア形成に関する目標

特に管理職における障がい者雇用に対する理解度を向上させ、障がいのある職員が明確な目標を持って自身のキャリア形成を構築できるような組織づくりを促進する。

※管理職を対象とした障害者雇用理解促進に係る研修の実施（年に1回）

#### 【取組の実施状況（実績）】

令和5年5月に管理職を対象に研修を行った。

アンケートによる理解度の状況は90.0%であった。

なお、毎年度実施している会計年度任用職員の必要性を聞き取るヒアリングで、各所属長に対し、障害者雇用の必要性を伝えた。

## 6. 取組内容の実施状況

### (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

①障がい者雇用推進者として総務部職員課長を選任する。

#### 【取組内容の実施状況（実績）】

障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。）第 78 条に基づき、令和元年 9 月に障がい者雇用推進者として職員課長を選任している。

②組織内の人的サポート体制を充実させる。

#### 【取組内容の実施状況（実績）】

障がい者雇用推進チームを構成し、1 回会議を開催した。

障がい者職業生活相談員資格認定講習に 2 名の職員を受講させた。

就労移行支援事業所と協定を結び、人的サポート体制の強化を図っている。

③こころの健康相談は障がいのある職員を優先的に実施する。

#### 【取組内容の実施状況（実績）】

令和 5 年度については、障がいのある職員からの相談はなかった。

### (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

①障がいのある職員の本人に合った業務の割振りまたは職場の配置を行う等、障がいのある職員の活躍の場を確保し、キャリア形成の構築の推進を図る。

#### 【取組内容の実施状況（実績）】

毎年実施している異動希望調査で異動希望先を調査し、障がいのある職員については、希望先の所属へ配属することができた。

②身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がいのある職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

#### 【取組内容の実施状況（実績）】

令和 5 年度は該当者なし

### (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①「こころの健康相談」等の相談を実施するほか、「人事評価の期首面談・期末面談」において、悩みや不安、必要な配慮等について所属長が把握し、必要に応じて措置を講じる。

#### 【取組内容の実施状況（実績）】

こころの健康相談を毎月受付け、人事評価による期首面談を 5 月、期末面談を 1 月に実施できた。

②募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。

- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

【取組内容の実施状況（実績）】

令和5年度による募集・採用については、取扱わない内容を守ることができた。

- ③障害のある職員から物的環境整備に関する要望があった場合、「障害者雇用推進チーム」や関連部局等において、検討を行い、必要に応じて措置を講じる。

【取組内容の実施状況（実績）】

令和5年度は要望なし

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

【取組内容の実施状況（実績）】

「令和5年度松阪市障がい者就労施設等優先調達方針」を策定し、同方針に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品・役務に対する需要の拡大に取り組むことができた。